

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 A m b i k a B u d h a S i n g h

被 告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (6)

令 和 2 年 8 月 2 / 日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 眞 理 

同 井 上 安 曇 

同 寺 本 孝 規 

同 前 田 香 里 

被告東京都は、本準備書面において、新たに証拠として提出する留置関係書類（丙21号証の1及び2）を踏まえ、以下のとおり、被告都準備書面(1)第2の3ないし10（16ないし24ページ）記載の事実関係に対応する取扱警察官の氏名を必要と認められる範囲で明らかにする。

なお、略語については、被告東京都の従前の例によるほか、以下、丙21号証の1「看守勤務日誌」（平成29年3月14日）の「当番」欄の「勤務員」記載の片渕楠美樹巡查部長、奥出博臣巡查長、宮本聡警部補、中村達郎警部補及び古嶋大輝巡查長を、それぞれ、「片渕巡查部長」、「奥出巡查長」、「宮本警部補」、「中村警部補」及び「古嶋巡查長」といい、丙21号証の2「看守勤務日誌」（平成29年3月15日）の「第二日勤」欄の「勤務員」記載の田中博巡查部長及び上山悠輝巡查長を、それぞれ、「田中巡查部長」及び「上山巡查長」と読み替える。

1 「3 新規留置時における対応状況等（3月14日）」（16ページ）について
同項記載の「留置課員」は、中村警部補である。

2 「4 就寝時までの状況等（3月14日）」（16ページ）について
同項記載の「留置課員」は、宮本警部補、奥出巡查長及び古嶋巡查長（以下、3名を総称して「宮本警部補ら」という。）である。

3 「5 就寝時の状況等（3月14日）」（17ページ）について
同項記載の「留置課員」は、中村警部補、宮本警部補及び奥出巡查長である。

4 「6 保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況等（3月15日（本件当日））」（17ないし19ページ）について

(1) (1)について

同項記載の「留置課員」は、宮本警部補らである。

(2) (2)について

同項の記載中、亡アルジュンが寝具を投げるように手渡した「留置課員」は、奥出巡查長、亡アルジュンが寝具置場方向に歩き出したことから同人に警告した上で制止した「留置課員」は、古嶋巡查長、「他の留置課員」は、宮本警部

補及び奥出巡査長である。

(3) (3)について

同項記載の「留置課員」は、宮本警部補らである。

(4) (4)について

同項の記載中、亡アルジュンの首もとを押さえ、同人を寝具の上に倒すように寝かせて警告するなどした「留置課員」は、宮本警部補、最終的に亡アルジュンを居室に戻した「留置課員」は、宮本警部補らである。

(5) (5)について

同項記載の「留置課員」は、宮本警部補である。

(6) (6)及び(7)について

同項記載の「留置課員」は、宮本警部補らである。

5 「7 戒具使用時の状況等（3月15日（本件当日））」（19及び20ページ）について

(1) (1)及び(2)について

同項記載の「留置課員」は、宮本警部補ら及び中村警部補である。

(2) (3)について

同項の記載中、冒頭部分の「留置課員」は、宮本警部補ら及び中村警部補、保護室の外に常時配置した「留置課員1名」は、片渕巡査部長である。

(3) (5)について

同項の記載中、亡アルジュンに対して改めて捕縄を装着し直そうとした「留置課員」は、片渕巡査部長、応援により駆け付けた「留置課員」は、奥出巡査長、古嶋巡査長及び中村警部補である。

(4) (6)及び(7)について

同項記載の「留置課員」は、片渕巡査部長及び奥出巡査長である。

6 「8 検察庁へ向けた護送時の状況等（3月15日（本件当日））」（20及び21ページ）について

(1) (2)及び(3)について

同項記載の「留置課員」は、中村警部補である。

(2) (4)について

同項記載の「留置課員」は、中村警部補、田中巡査部長及び上山巡査長（以下、3名を総称して「中村警部補ら」という。）である。

7 「9 検察庁に到着した後の状況等（3月15日（本件当日））」及び「10 検取事務官による取調べ時の状況等（3月15日（本件当日））」（21ないし24ページ）について

同項記載の「留置課員」は、中村警部補らである。

以 上